

指名停止等一覧表

期間：令和3年1月1日～令和3年3月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 鎌田建築	宮崎県小林市野尻町紙屋 828-7	自：令和3年3月1日 至：令和3年3月31日 1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準) 別表第2第13号 (建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に反し、工事の請負契約の相手として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	本件については、株式会社鎌田建築が民間発注の12件の鶏舎建築工事において、建設業法第3条第1項規定の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和3年1月20日に宮崎県知事より10日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。